

1. 遊休農地解消のための受益者負担の必要ないほ場整備事業の実施について

「農業競争力強化プログラム」に基づき創設された中間管理機構が借り入れた農地を農業者の申請や費用負担等を必要とせず県が基盤整備事業を実施できる制度を積極的に活用して、ほ場整備を実施し遊休農地の解消について支援していただきたい。
(農業基盤課)

(回答)

- 1 平成30年度に創設される農地中間管理機構関連農地整備事業は、これまで事業の対象とならなかった小規模な面積でも県営事業として実施することが可能となり、中山間地域がほとんどを占める本県にとって大変有効な事業です。
- 2 このため、県では、本年8月から県内の全市町村への個別説明を実施し、事業制度の周知を図るとともに積極的な活用を働きかけてまいりました。その結果、事業化を前向きに検討している市町村も徐々に増えてきています。
- 3 県といたしましては、今後も、こうした取組みを継続しながら、遊休農地を解消するとともに担い手への農地集積を推進してまいります。

2. 遊休農地解消のための情報提供活動への支援について

農地中間管理機構で借り受けてもらえなかった農地については高知県農業公社が行う「農地情報提供活動」を活用し、農地を探す担い手や新規就農者等へインターネット等を通じて情報提供することで遊休農地の解消を図る取り組みを、関係機関・団体が連携・役割分担し積極的に推進していけるようご支援をお願いします。

(回答)

- 1 本県では、農地中間管理機構の借り受け要件を満たさない遊休農地については、立地条件や貸付条件などの情報を機構に登録していただき、「農地情報提供活動」として機構のホームページで広く情報公開することで、農地を探している方とのマッチングを図っているところです。
- 2 県といたしましては、市町村やJAなどの関係機関に、農地を探している方が相談に来られた時には、「農地情報提供活動」で公開された農地の情報を紹介していただくようにするなど、関係機関に対してこの活動の更なる周知を図りながら、関係機関と連携した遊休農地の有効活用に向けた取り組みを進めてまいります。

3. 耕作放棄地解消のための支援について

担い手等が耕作放棄地を解消しようとする場合、200万円を超える事業費について、国費と同額の支援(再生利用活動や発生防止活動など補助率1/2)を行うようお願いいたします。

(回答)

- 1 耕作放棄地を解消するため、国においては、平成29年度より、これまでの再生作業の実施によって耕作が可能となる「1号遊休農地」の再生利用活動への支援に加え、低コストの整備を行うことで耕作放棄の発生防止が可能となる「2号遊休農地」を新たに支援対象に加えた「荒廃農地等利活用促進交付金」が創設され、本県でもこの交付金の活用を進めています。
- 2 一方、県では、平成28年度まで、国費事業の上乗せとして「農地活用推進事業」を実施してきましたが、荒廃農地の解消面積に対する事業活用面積は2～3%に留まり、耕作放棄地の解消に向けた当該事業の効果はあまり高くない状況にありましたことから、国事業の創設に合わせて、施策を一本化したところです。

3 なお、国からは、「1号遊休農地」より遊休化が進んでいない「2号遊休農地」の発生防止活動を積極的に行っていくことで再生費用を抑えることが可能となるため、1件当たりの総事業費の設定を200万円未満とした、とお聞きしております。

4 本県では、本年度と次年度の当該事業の要望調査において、市町村から国の定める総事業費を超える要望は出てきていないところですが、今後、この事業費を超えるような要望が数多く出てくるようであれば、必要に応じて県独自の支援策などを検討してまいります。

4 新規参入の促進について

県としても市町村と（一社）高知県移住促進・人材確保センターが連携・協力し住居対策に取り組むようご支援いただきたい。

（回答）

- 1 県では、新規就農者を積極的に確保していくため、各産地の農業者とJAなどの関係機関が連携し、就農時の技術習得や農地の確保などの受け入れ体制を整備したうえで産地が求める人材を募集する、いわゆる「産地提案型」の担い手確保対策に取り組んでいるところです。
- 2 この取り組みを進めるにあたり、Iターン就農希望者の住居の確保は非常に重要な課題であると考えております。
- 3 そのため、県の移住担当部署においては、平成26年度から市町村が行う空き家の再生・活用を支援しており、低廉な家賃設定が可能となるよう、耐震改修などの経費の一部を国と県が負担するなど、空き家の所有者の協力が得られやすくなるよう工夫をしているところです。

このようにして、市町村が確保した空き家の情報を、「産地提案型」の担い手確保対策に取り組む産地が共有することで、Iターン就農希望者のスムーズな就農に繋げてまいりたいと

考えております。

- 4 また、このような取り組みをより進めていくためには、本年7月に設立しました「(一社) 高知県移住促進・人材確保センター」と市町村の連携はもとより、現場の実情に精通されている農業委員会の皆様方による活用可能な空き家情報の掘り起こしが不可欠でございます。

今後におきましても、就農希望者がスムーズに就農できるよう、各産地においてご支援・ご協力をいただきますようお願いいたします。

5. 「人・農地プラン」の実現に向けた取り組みの推進について

地域の実情にあわせて5年後・10年後を見据えた実効性の高い「人・農地プラン」の作成・修正活動を県下に広く推進するためには、関係機関・団体の支援・協力が不可欠です。このため県としても農業振興センター等を通じた指導・支援をこれまで以上にいただきますようお願いいたします。

(回答)

- 1 「人・農地プラン」は、地域の将来像を見据えて、地域の農業者の方などが主体的に作成や見直しをしていただくものであり、本県におきましてもこれまで県下全域で222のプランが市町村や農業委員会が中心となって作成され、少なくとも年1回の見直し等についても支援していただいていると承知しております。
- 2 県といたしましては、これまでも必要に応じて県農業振興センター等が見直しの場に参画してきたところですが、今後とも、県内外の優良事例などの情報を提供すること等を通じて市町村や農業委員会と連携して、地域の実態に即して地域の将来像を描ける実効性の高いプランへの見直し等を推進してまいりたいと考えております。